

面的な地域遺産の保全に関する多様なアプローチとその成立要件

代表研究者 藤岡麻理子

(國學院大學観光まちづくり学部 准教授)

共同研究者 中西正彦

(横浜市立大学都市社会文化研究科 教授)

[研究報告要旨]

近年、地域にとって大切な歴史文化遺産（以下「地域遺産」）を広く捉え、独自の制度で指定・認定などを行い、まちづくりに活かそうとする自治体が増えている。しかし、そうした「地域遺産」制度の多くは建造物や風景、民俗行事等を対象とし、町並み等の面的に広がる都市の空間を扱うものは限られている。一方、実際の都市の状況をみれば、文化財保護法に基づく伝統的建造物群保存地区（伝建地区）以外にも、歴史的文化的価値をもつ地区は全国に存在している。そのような歴史的町並みとして明白に残っているわけではないもの、歴史的文化的蓄積を残す空間の保全・継承はまちづくりのひとつの課題であり、そのための方法論が求められている。

そこで、伝建地区制度以外の制度で歴史的文化的観点から特定の地区を指定する自治体を取り上げ、当該制度とその運用の手法、実態、課題等を明らかにし、自治体間で比較的に検討したうえで、面的な地域遺産の保全に関する多様なアプローチとその成立要件を提示するための知見を得ることを目的に本研究を行った。中でも、特に景観施策の活用に着目しつつ、1) 面的な地域遺産制度として、歴史的地区・歴史的景観の保全に関する独自制度をもつ自治体、2) 文化的景観制度により歴史的地区・歴史的景観の保全も図る自治体、3) 景観法に基づく景観地区制度を活用して歴史的地区・歴史的景観の保全を図る自治体を取り上げた。文献調査、ヒアリング調査、踏査の成果を踏まえ、1) 伝建地区制度が適さない歴史的地区・歴史的景観、2) 保全のための仕組みづくりにおける創意工夫、3) 景観法に基づく施策の利用、4) コミュニティの状況、5) 自治体による地域の支援、国による自治体の支援、6) 自治体における面的な地域遺産の保全のための枠組みの構築、の各点について各自治体の取り組み方の相違点、類似点、独自性等を検討し、面的な地域遺産の保全に関する多様なアプローチとその成立要件に関する指摘を行った。